

佐賀県警察の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第 7 号

佐賀県警察の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県警察の現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（給与の額、支給方法等）</p> <p>第 2 条 職員の給料表、初任給、昇格、昇給、給料の調整額、諸手当の支給等については、佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県規則第91号）に定める現業職員（<u>職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容にあつては、佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成22年佐賀県規則第27号）による改正前の佐賀県現業職員の給与に関する規則に定める現業職員</u>）の例による。</p>	<p>（給与の額、支給方法等）</p> <p>第 2 条 職員の給料表、初任給、昇格、昇給、給料の調整額、諸手当の支給等については、佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県規則第91号）に定める現業職員の例による。</p>

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。